

国民健康保険からのお知らせ 国保と交通事故



国保による一時立てかえ
交通事故や傷害事件など、第三者の不法な行為によって病気やケガをした場合、治療に要した費用は、被害者に負担され、小作料は標準小作料額の三〇%増しまでの範囲内で両者の話し合いにより決めることになりますが、標準となるものがなくては決めにくいということです。

小作料の範囲

三年毎に見直ししている横越村の標準小作料は、本年度も別表のとおり据え置きとなりました。

小作料は、貸し手と借り手の話し合いにより決めることになりますが、標準となるものがなくては決めにくいということです。

医療費は加害者が負担

農地の小作料は、契約を締結した翌日から三〇日以内に支払われる必要があります。

しかし、弁償が遅れたり、不十分だった場合には、国保を使って治療を受けることができます。(加害者から現実に治療費を受けとつていれば国保は使いません。)

農地の貸し借りは正しいルートで

者たちは、土地改良費の一般経費については耕作者(借主)負担で小作料が決められています。

減額勧告をする制度があります。

なお、土地改良費の一般経費については耕作者(借主)負担で小作料が決められています。

すでに浄化槽を使用しているご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道を、すみやか(三年以内)に造るよう法律で義務づけられています。

田の部(10アール当たり)

農地の分	地 域	小作料の標準額	備 考
第1 地区	藤山の浦田・大谷内・駒込の浦郷・焼山の旧河川を除く村内全域	40,000 円	水稻収量 576kg
第2 地区	藤山の浦田・大谷内・駒込の浦郷・焼山の旧河川地区	31,000 円	水稻収量 525kg

ただし、転作田にかかる小作料は、貸人、借人、それぞれ別途協議すること。

畠の部(10アール当たり)

農地の分	小作料の標準額	備 考
全 域	11,000 円	だいこん 収量 2,300kg ばれいしょ 収量 3,500kg

上記標準小作料額の適用は同年4月1日よりとする。

交通事故や傷害事件など、第三者的行為による被害届出ます。そのため、国保はあとで加害者に立てかえた費用を請求します。

このようないき国保で治療を受ける場合は、「第三者行為による被害届」が必要になります。他に事故証明などの書類も必要なので、早めに国保係にご相談ください。

ただ本来ならば、加害者が医療費の全額を負担すべきもので、あくまでも国保は加害者にかわるということになります。



剣道教室加入者(一般) 募集しています

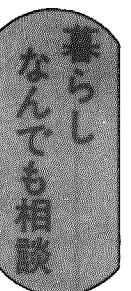
一般加入者は、次によります。教室をとおして技術向上と会員相互の親睦をはかる。

練習日時 每週土曜日午後七時より

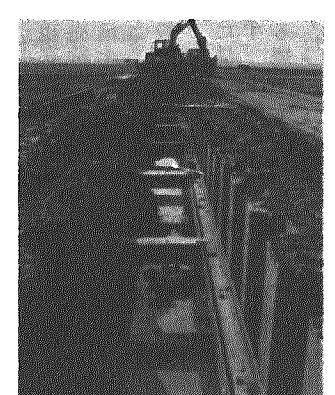
練習場所 横越村公民館内体育協会

経費 保険料一、三〇〇円その他の費用

申込み・問い合わせ 横越村公民館内体育協会事務局へ



積立金還元融資により工事はかかる



公共下水道事業の内訳

単位:千円

事業名	事業費	融資額
二本木汚水幹線管渠工事	200,000	31,500
横越地内枝管渠工事	100,000	59,400
計	300,000	90,900

日常の生活の問題をはじめ、法律、健康のことなど、私たちの身のまわりを見渡してみて楽しい毎日を過ごしたいものですが、一人では解決できない事柄が随分たくさんあります。問題は早く解決して、明るい未来をめざしてみたいものです。暮らしのあらゆる諸問題に、各分野の専門家が親切に答えていきます。

相談は無料ですので、あなたの暮らしの良きパートナーとして、ぜひお役立てください。お相談は郵便で、(労働金庫本店に所定の用紙等あり、所定用紙以外でも可)に住所・氏名・年齢・職業と相談内容をご記入の上、返信用封筒を同封し、次の所へお送りください。

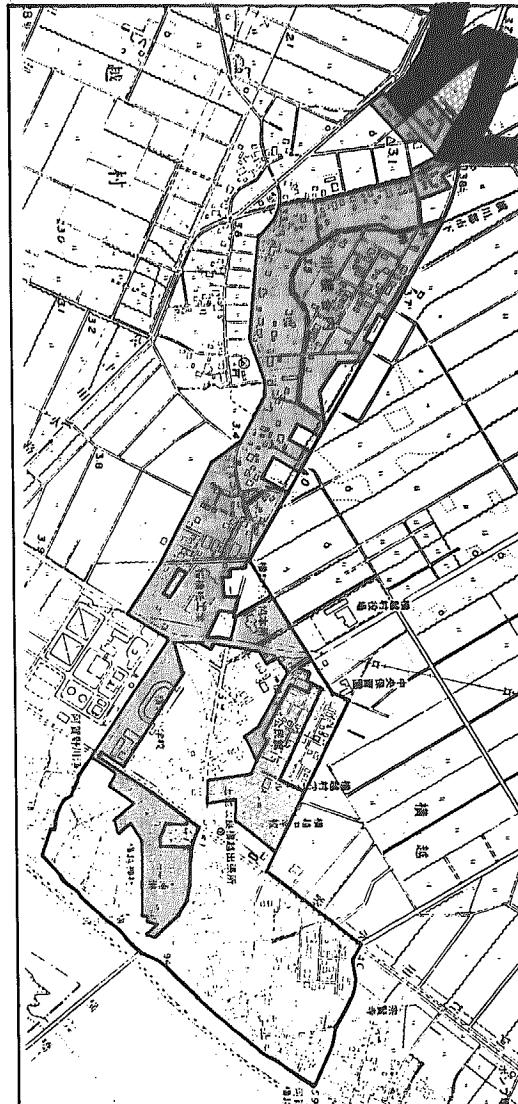
〒九五一 新潟市寄居町三三二番地三八 新潟県労働者福祉厚生財團

横越中地区の一部区域 川根谷内地区

3月31日から

下水道供用開始

今回の供用開始面積は5ha



自家用の浄化槽は

供用開始の公示がされると各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水水流すため、公共污水ますに接続するまでの排水設備(個人施工)

を、すみやか(三年以内)に造るよう法律で義務づけられています。

申し込みは

すでに浄化槽を使用しているご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道を、すみやか(三年以内)に造るよう法律で義務づけられています。

指定工事業者へ

内に供用開始している川根谷内区域では、昭和六十二年九月三十日までに、水洗トイレに改造していただくことになります。

昭和五十九年十月一日に供用開始している川根谷内区域では、昭和六十二年九月三十日までに、水洗トイレに改造成されなければなりませんので、まだ改造成されていない内での区域では、昭和六十二年九月三十日までに、水洗トイレに改造成しなければなりません。

内に改造成されなければなりません。指定工事業者(指定工事業者以外では工事ができないことになります)は、村長の指定する指定工事業者に依頼しなければなりません。(指定工事業者以外では工事ができないことがあります)。

申込方法

排水設備や水洗トイレを造るときは、村長の指定する指定工事業者に依頼しなければなりません。(指定工事業者以外では工事ができないことがあります)。

申込方法

排水設備や水洗トイレを造るときには、工事ができないことがあります)。

申込方法

排水設備や水洗トイレを造るときには、工事ができないことがあります)。